

審査基準整理票

処分名	歴史博物館資料特別利用の使用料の還付		
根拠法令名	大津市歴史博物館条例	(条項) 第8条	
基準法令名	大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則	(条項) 第2条・第3条	
所管部署	市民部 歴史博物館		
標準処理期間	7日	法廷処理期間	日
【審査基準】	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称 <input checked="" type="checkbox"/> ・掲載図書等 <input checked="" type="checkbox"/> ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> ■全部掲載 <input type="checkbox"/> □一部・項目のみ掲載 		
<p>(参考)</p> <p>【根拠法令】</p> <p>○大津市歴史博物館条例 (観覧料及び使用料の返還)</p> <p>第8条 既納の観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>【基準法令】</p> <p>○大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則 (使用料の還付)</p> <p>第2条 教育施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項に規定する指定管理者に管理を行わせているものを除く。以下この条から第5条までにおいて同じ。)の使用料を還付する場合及びその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理の都合により使用の許可を取り消した場合 全額 (2) 使用を開始しようとする日の前日(大津市歴史博物館(以下「博物館」という。)の企画展示室にあっては、30日前)までに使用を取りやめる旨の申出があり市長が相当の理由があると認める場合 全額 (3) 使用者の責めに帰することができない理由により当該教育施設が使用できない場合 全額 (4) 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額 			

(平19 規則72・一部改正)

(還付の申請)

第3条 教育施設の使用料の還付を受けようとする者は、所定の教育施設の使用許可の取消申請書を、教育施設の使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。